

II 筋刈筋置地拵

1 下層植生及び末木枝条の処理

- (1) 作業区域内の全面を対象に雑草・笹・かん木類の刈払い及び末木枝条等の整理、集積を行う。なお、岩石地等植栽ができない箇所がある場合には、監督職員の承認を得てその場所に集積しても差し支えない。また、伐倒木等で筋置内に移動集積することが困難なものについては、その場所に設置安定させる。
- (2) 植幅は、特記仕様書のとおりとする。
- (3) 置幅は、特記仕様書のとおりとする。
- (4) 植筋、置筋の方向は、原則として等高線状（横筋）とする。
- (5) 刈高は、踝（くるぶし）程度までとする。

2 地上立木及び稚幼樹の処理

高木性有用樹の稚幼樹及び残存立木は可能な限り保残する。

特記仕様書

小川入国有林 森林環境保全整備事業 木曽5

※刈幅(植幅)・置幅(残し幅)は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合、実距離(斜距離)に換算した値とする。

※「全刈又は筋刈地拵(刈払)」もしくは「筋置地拵(枝条整理)」の仕様を適用する場合は、備考欄にその旨を記載する。

III-2 植付（コンテナ苗）

1 苗木の調達

- (1) 苗木の調達は甲の指示により乙が調達し、乙においては苗木調達後速やかに植付が完了するよう植栽計画を立て、監督職員に提示し、苗木搬送、引渡月日、箇所ごと等、細部の打合せを行う。
- (2) 林業種苗法に基づく樹種については同法の規定による。
- (3) 乙は苗木調達後、別に定める苗木確認書（写）もしくは、苗木調達時に受け取る苗木発送伝票（写）を監督職員あて提出し、苗木と共に確認を受けること。
- (4) 規格・品質等について監督職員から指示のあった場合は速やかにこれに従うこと。

2 苗木の規格・品質

- (1) コンテナ苗は、マルチキャビティコンテナ等の容器において育苗した根鉢付き苗であること。
- (2) 所定の規格を持つものであること。
- (3) 地上部と地下部のバランスが良いものであること。
- (4) 芯があつて成長が見込まれるものであること。
- (5) 根鉢全体に根が回り、かつ、容易に根鉢が崩れないものであること。
- (6) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象害にかかってないものであること。
- (7) 外傷や欠損のないものであること。

3 樹種及びh a当たり植付予定本数

特記仕様書のとおりとする。

4 苗木の取扱い

- (1) 乙は苗木の輸送、保管に当たっては凍結、乾燥、むれ等により枯損したり、あるいは活着率が低下させないようにすること。
- (2) 現地に納入した苗木は、植付場所に近い直射日光に当たらない日陰（必要に応じて、こも、シート等で直射日光を遮断）等で保管し、速やかに植付すること。なお、乾燥する恐れのある場合は、適宜灌水するなど乾燥防止の措置を講ずること。

特記仕様書

小川入国有林 森林環境保全整備事業 木曽5

※補植作業の場合は、既往の植栽木のうち「枯損・著しい芯枯れ」等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所に植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

※広葉樹の植栽木は、赤テープ付ける等して表示すること。

IV 下刈

- 1 作業区域内の雑草・笹・かん木類の刈払いを行い、植栽木に巻きついた、つる類は全て取り除く。
- 2 歩道付近の下刈は、刈払物が歩道の利用に支障を及ぼすことのないように処理する
- 3 刈払いに当たっては、植栽木を折損しないように細心の注意を払わなければならない。特に雑草等の繁茂の著しい箇所では、まず、植栽木の付近で丁寧に刈払って苗木の位置を明瞭にしてから、その周辺の刈払いを行う。
- 4 刈幅は、特記仕様書のとおりとする。
- 5 地上立木及び稚幼樹の処置
高木性有用樹の稚幼樹及び残存立木は可能な限り保残する。

V [欠]

特記仕様書

小川入国有林 森林環境保全整備事業 木曽5

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

XVII 忌避剤散布（水和剤）

1 散布区域

散布箇所はビニールテープ等によって標示した区域内とする。

2 使用薬剤及び散布量

- (1) 使用薬剤は、特記仕様書のとおりとする。
- (2) 箇所別の散布量は別紙事業内訳書のとおりとする。

3 作業方法

散布方法は噴霧器で樹冠(幹)部全体へ均一に付着するよう散布する。

4 実行上の留意事項

- (1) 風力が0から3の時に散布を実施し、それ以上の風力の場合は取りやめとする。(風力4とは、砂ぼこりが立ち紙切れが舞い上がり、木の枝が動く状態である。)
- (2) 降雨が予想される時は、散布を中止する。
- (3) 強風・降雨時における散布は禁止する。
- (4) 崩壊危険箇所・河川等に流入しないよう、現地の実態に即した無散布地帯を設けること。

特に、ジラム水和剤の使用に当たっては、人畜毒性は低いものの、魚毒性が高いことから散布液が河川に流入するおそれのあるところでは、流入を防止するために必要な距離を保持するなど配慮する。

- (5) 局所的に大量散布はしないこと。

5 安全衛生管理

- (1) 散布に当たっては、保護具等（手袋・マスク等）を確実に着用する。

- (2) 薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着しないようにする。

特に、眼に対する刺激性が強いため、作業中素手で眼を触るなどしないよう留意する。

- (3) 作業間隔を十分に保ち、風上から風下に向かって散布する。

- (4) 作業終了後、露出部の水洗いを必ず行う。

特記仕様書

小川入国有林 森林環境保全整備事業 木曽5

※薬剤散布は、沢筋、崩壊地、崩壊地周囲は無散布とする。

※忌避剤塗布対象木は【ヒノキ】とし、植栽後速やかに塗布すること。

※水和剤=原液

※散布幅・無散布の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離する。